

八尾市条例第7号

八尾市立中小企業サポートセンター条例

(設置)

第1条 市内で事業を営む者等への経営革新、販路開拓、技術力向上、地域資源を生かした新たな事業創出等の支援施策を通じて、産業振興を図るとともに地域経済の発展に寄与するため、本市に八尾市立中小企業サポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立中小企業サポートセンター

位置 八尾市清水町一丁目1番6号

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経営革新、販路開拓、技術・製品開発、人材確保・育成等の相談事業に関すること。
- (2) 経営支援等の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 創業を支援すること。
- (4) 企業間連携を支援すること。
- (5) 産業支援セミナーの開催及び産学官連携による研究を支援すること。
- (6) センターの施設の利用に関すること。
- (7) 前各号に規定するもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 前条に規定する事業を実施するため、センターに次の施設を置く。

- (1) 支援室
- (2) インキュベートルーム
- (3) セミナールーム
- (4) 多目的室

(開館時間等)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、インキュベートルーム、セミナールーム及び多目的室の使用ができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、インキュベートルームについては、市長が必要と認めるときは、延長して使用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第1項の開館時間及び前項に規定する使用ができる時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、インキュベートルームについては、市長が必要と認めるときは、休館日においても使用することができる。

(使用の許可)

第7条 支援室を除くセンターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において必要があると認めるときは、当該使用許可に条件を付することができる。

3 インキュベートルームの使用ができる者は、本市の産業振興に寄与することが期待される事業を営む者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 現に事業を営んでいない者又は中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）で起業後5年未満のもの（新たな事業分野へ進出する場合は、起業後5年以上であるものを含む。）

(2) インキュベートルームを退去した後、市内で事業を開始し、又は継続する具体的な予定がある者

4 市長は、使用許可を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) センターの設置の目的にそぐわないと認められるとき。

(4) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認められるとき。

(5) 入会、寄附等の勧誘その他これに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認められるとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(7) 前各号に規定するもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の期間等）

第8条 インキュベートルームの使用許可の期間は、1年以内とする。

2 前項の使用許可の期間又はこの項の規定により更新された使用許可の期間は、1年以内で更新することができる。この場合において、引き続くこととなる使用許可の期間は、3年を超えてはならない。

3 市長は、セミナールーム及び多目的室について必要があると認めるときは、同一の者による日を連続した使用を制限することができる。

（インキュベートルーム使用者等審査会）

第8条の2 市長は、インキュベートルームの使用許可をしようとするとき、及びその更新の許可をしようとするときは、八尾市立中小企業サポートセンターインキュベートルーム使用者等審査会（次項において「審査会」という。）を置き、その意見を聴かななければならない。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を変更し、若しくは取り消し、又は使用の中止若しくは退去を命ずることができる。

(1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例、この条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。

(2) 使用者が当該使用の目的に違反して使用したとき。

(3) 使用者が使用許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって使用許可を受けたとき。

- (4) 当該使用が第7条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 公益上やむを得ない理由又は天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(入館の制限)

第10条 市長は、センターに入館する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) センターの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料等)

第11条 セミナールーム及び多目的室の利用者は、別表第1に定める使用料を当該使用の開始までに納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料は、当該使用の終了後に納付することができる。

2 インキュベートルームの利用者は、別表第2に定める使用料(月の途中で使用を開始し、又は終了した場合の当該月の使用料は、日割計算による。)について、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で使用を開始する場合の当該月の使用料は、当該使用の開始の前日までに納付しなければならない。

3 インキュベートルームの利用者は、別表第2に定める保証金を当該使用の開始の前日までに納付しなければならない。

4 前項に規定する保証金は、使用者がインキュベートルームを退去する際に、無利子で還付する。ただし、未納の使用料、第16条第2項に規定する費用又は第17条に規定する損害賠償金があるときは、その額を控除した額を還付する。

(使用料の免除)

第12条 市長は、規則の定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等の禁止)

第15条 使用者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、その使用を終了し、又は第9条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退去を命ぜられたときは、直ちに当該使用に係るセンターの施設を原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が使用者に代わってこれを行い、それに要した費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償義務)

第17条 使用者は、故意又は過失によりセンターの施設を損壊し、又は滅失したときは、

市長の指示に従いこれを原状に復し、又はそれにより生じた損害を市に賠償しなければならない。

(報告等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、インキュベートルームの使用者に対し、事業等の実施状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年5月2日から施行する。ただし、多目的室に係る規定は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例によるセンターの事業の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成25年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月4日条例第20号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

区分	金額			
	午前 (9時から12時まで)	午後 (13時から17時まで)	夜間 (18時から21時まで)	全日 (9時から21時まで)
セミナールーム	1,200円	1,600円	1,200円	4,000円
多目的室	1,200円	1,600円	1,200円	4,000円

備考 準備、後片づけ等に要する時間は、使用時間に含める。

別表第2 (第11条関係)

区分		金額 (月額)	
インキュベートルーム	使用料	個室	1部屋 20,000円
		共同利用室	1区画 5,000円
	保証金	それぞれにおける月額使用料の3月分に相当する額	